

申し込みなどの手続きは市民課へ

八富成田斎場

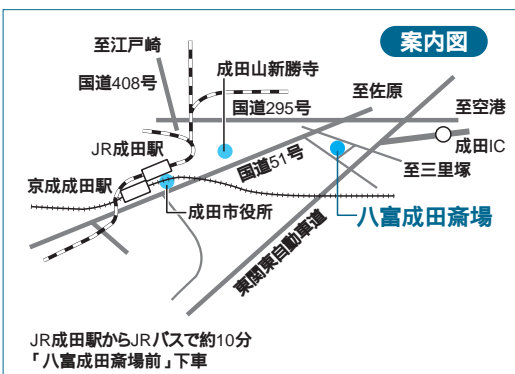


八富成田斎場

八富成田斎場は、成田市・八街市・富里市で管理運営されています。この3市のいずれかに、亡くなった人や、喪主または施主が住民登録 あるいは外国人登録している場合は、火葬料金(待合室1室付き)が無料となります。

また、斎場では通夜および告別式を行うことができます。式場は、午後3時から翌日の午後3時までの間利用でき、料金は第1式場を利用して通夜・告別式を行った場合は8万円となります。

このほか、市民を対象に豊きゅ



う車と祭員の貸し出しも行っています。豊きゅう車の利用は、市内の自宅、病院などから斎場までに限られ、1回5,000円です。

自宅葬で使用する祭員については、1級祭壇(5段、約8畳用)が1日2,000円、2級祭壇(3段、約6畳用)は1日1,200円になり、搬入・設置・搬出を行っています。

斎場の施設使用料や申し込みなどの手続きは市民課(☎20・15

25)へ問い合わせてください。ペットの火葬も受け付けます

市では、ペットの火葬を旧火葬場跡地(山之作359)で行っています。火葬できるペットは、犬・猫・ウサギなどの小動物です。

また、ペットの引き取りのサービス(市内引き取り料金は1,050円)も行っています。利用は友引を除く午前9時から午後3時までで、予約が必要です。申し込みは八富成田斎場(☎234511)へ。

なお、ペット霊園は、現在全同墓地のみ使用可能(料金は永年で、3,150円)です。併せてご利用ください。

くわしくは八富成田斎場(☎234511)、または環境衛生課(☎20・1531)へ。

期日前投票制度

選挙期日前の投票手続きが簡素化されます

公職選挙法の一部が改正され、新たに「期日前投票制度」が創設されました。

この制度は、平成15年12月1日

以後に行われる選挙について適用され、従来の不在者投票のように投票用紙を封筒に入れて、署名するといった手続きが不要になり、直接投票箱へ投票できるようになります。

対象となる投票「選挙人名簿登録地の市区町村で行う投票(登録地以外の市区町村や病院老人ホームなどでの不在者投票は従来どおり)」

投票期間「選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日まで」

投票できる人「選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど一定の事由(現行の不在者投票事由)に該当する人」

投票場所「期日前投票所(市役所の予定)」

投票時間「午前8時30分〜午後8時」

投票手続き「宣誓書の提出が必要です。それ以外は基本的に選挙期日の投票所での投票と同じ

くわしくは市選挙管理委員会(☎22・1111)内線3152へ。

栗山近隣公園

来年4月に生まれ変わります

中心市街地の活性化事業として平成14年度から再整備している栗山近隣公園が、来年4月にオープンします。親水施設・園路・広場などが整備され、市の花であるアジサイも約2,000本植栽されます。



移設工事中のD51

また、既存の蒸気機関車D51も新しい車庫に展示され、その周りに1周約180mの線路を設置して石炭たきのミニ蒸気機関車の運行も予定しています。

工事中は、不便をお掛けしますがご協力をお願いいたします。

くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

年末は込み合つので 早めの依頼を

12月は、トイレのくみ取り依頼が集中するため、申し込みは早めにお願ひします。

特に年末は込み合つたため、希望の日に作業できない場合があります。ですので、年内の作業を希望する人は、12月17日(水)までに申し込みください。

なお、18日以降の申し込みは、年明けの作業となります。「早めの連絡・早めのくみ取り」に協力をお願いします。

くわしくは環境衛生課 ☎20-1531へ。

教育ローンに利子補給

「国の教育ローン」を受けている人に

市では「国の教育ローン」の融資を受け、高校・大学などに入学または在学している人やその親族に、在学期間中(最長7年間)の利子の半額を補給します。

利子補給条件「金融機関から「国の教育ローン」の融資を受け、次の2つの条件に該当す

る人

市内に1年以上住んでいる人
市税を完納している人

利子補給の期間「交付決定された月から、在学期間(留年した年数は除く)」

申請に必要なもの「返済予定表、住民票(世帯全員が記入されているもの)の写し、市税納税証明書、印鑑、在学または入学を証明できるもの

くわしくは教育総務課 ☎20-1580へ。



今月の納税

国民健康保険税(第6期分) 介護保険料(第6期分)

- 納期…12月16日(火)～1月5日(月)
くわしくは保険年金課 ☎20-1526へ。

固定資産税(第3期分)

- 納期…12月16日(火)～1月5日(月)
くわしくは資産税課 ☎20-1514へ。

相 談 日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民(行政)相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談所 ☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	〃
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	〃
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	1月27日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	12月16日(火)	10:00～12:00	〃	〃
税務相談	12月16日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	12月25日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	12月20日(土)	13:00～16:00	中央公民館会議室	市民よろず相談事務局 作田義美さん ☎23-3286)
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日 (12月17日・19日・24日は休み)	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築などに関する相談)	1月8日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎22-2101 1月5日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1526
交通事故相談	1月6日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	市民生活課 ☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎27-7755
酒害相談	12月18日(木)	9:00～12:00	〃	〃
介護相談	1月8日(木)	14:00～16:00	在宅介護支援センター 成田苑 ☎36-6331	高齢者福祉課 ☎20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎20-1538
戦没者遺族相談	12月22日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	厚生課 ☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎28-3234